

令和7年度 第28回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年10月10日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	農用地区域編入に係る意見について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について

出席委員（15名）

1番 井口 健	10番 森 博克
2番 中村 弘	12番 山本 茂樹
3番 吉中 雅三	13番 丸山 勝
4番 曽根 光彦	15番 堀 良子
5番 小方 保寛	16番 湯川 徳弘
7番 谷河 繢	18番 藤井 友彦
8番 藪 利昭	19番 岩橋 章博
9番 小栗 誠二	欠席委員（3名）

11番 笠野 喜久雄

14番 高倉 理行

17番 貴志 年伸

出席職員

農林水産課

課長 田中 克弥

班長 山路 裕雅

主任 山田 尚希

副主任 奥村 栄喜

農業委員会事務局

局長 中村 佳照

副課長 藤田 誠一

班長 中居 一樹

企画員 西森 和子

企画員 森元 美沙

主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 縢） ただいまより、第28回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は18名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る9月29日、井口委員、山本委員、丸山委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、笠野委員、高倉委員、貴志委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、曾根委員、小方委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があつたもので、19件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 4は住所が・・・ですが、売買を検討中とのことです。

No. 11は住所が・・・ですが、売買を検討中とのことです。

以上です。

◆会長（谷河 縢） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更で1件ありました。

なお、No. 1は、P7の報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知についてのNo. 1と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 縢） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で1件ありました。

なお、No. 1は、P6の報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更についてのNo. 1と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

内訳は、農業用倉庫1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で8件ありました。

9月9日付、9月19日付、9月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で8件ありました。

9月9日付、9月19日付、9月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 2は、使用貸借権設定です。
以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課 山路班長 番外 説明いたします。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外・編入参考資料（位置図）をご覧ください。

除外5件、編入1件、計6件の申出があり、P1に、位置図、P2から3に計画変更内容説明資料を示しております。

まず、除外の申請があった5件について、

順に説明させていただきます。

①について説明させていただきます。

参考資料のP 4からP 9をご覧ください。P 4にありますように申出地は・・・にあり、赤色で着色し示している箇所です。・・・に位置しております。

また、同じく、P 4、P 5には代替地を、P 6には申出時に受領した代替地検討書を、P 7には申出地を撮影した写真を、P 8には農用地区域の広がりを、P 9には関係各課の意見を示し、添付しております。

参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者の・・・は、隣接地で2024年4月から・・・を稼働しています。

・・・から市道を経由して進入する同社の大型トラックが、近隣住民の通行に支障をきたすことから、県道からの進入路を整備したいと考えており、また、駐車場及び資材置場が不足しているため増設したいとの意向です。

申出地は、北側に宅地、東側に道路、南側に道路及び水路、西側に山林に面した農地となっています。

市としては、申出地以外に適当な土地はなく、また、周辺農地の営農に支障を及ぼすとは認められないため、農用地区域から除外することが相当であり、やむを得ないと考えるものです。

②について説明させていただきます。

参考資料のP 10からP 15をご覧ください。

P 10にありますように申出地は・・・にあり、赤色で着色し示している箇所です。・・・に位置しております。

また、同じく、P 10、P 11には代替地を、P 12には申出時に受領した代替地検討書を、P 13には申出地を撮影した写真を、P 14には農用地区域の広がりを、P 15には関係各課の意見を示し、添付しております。

参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である・・・氏は、申出地と近隣農地を土地所有者の・・・氏から貸借して耕作していますが、現在居住している岩出市のアパートが手狭な状態であること、経営農地及び実家の付近に住居を構えたいことから、申出地へ住宅を新築したいとの意向です。

申出地は、北側に水路、東側に農地、南側に道路、西側に宅地に面した農地となっています。

市としては、申出地以外に適当な土地はなく、また、周辺農地の営農に支障を及ぼすとは認められないため、農用地区域から除外することが相当であり、やむを得ないと考えるものです。

③について説明させていただきます。

参考資料のP 16からP 21をご覧ください。

P 16にありますように申出地は・・・内にあり、赤色で着色し示している箇所です。

・・・に位置しております。

また、P 17には代替地を、P 18には申出時に受領した代替地検討書を、P 19には申出地を撮影した写真を、P 20には農用地区域の広がりを、P 21には関係各課の意見を示し、添付しております。参考

にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である・・・氏は、土地所有者である・・・氏の孫で、現在アパートに居住しているが手狭になってきており、生活及び営農の面でお互いに協力するため、実家に隣接する申出地に住宅を新築したい意向です。

申出地は、北側に宅地、東側に宅地、南側に農地、西側に農地に面した農地となっています。

市としては、申出地以外に適当な土地はなく、また、周辺農地の営農に支障を及ぼすとは認められないため、申出地を農用地区域から除外することが相当であり、やむを得ないと考えるものです。

④について説明させていただきます。

参考資料のP 2 2 から P 2 6 をご覧ください。

P 2 2 にありますように申出地は・・・内にあり、赤色で着色し示している箇所です。

・・・に位置しております。

また、同じく、P 2 2 には代替地を、P 2 3 には申出時に受領した代替地検討書を、P 2 4 には申出地を撮影した写真を、P 2 5 には農用地区域の広がりを、P 2 6 には関係各課の意見を示し、添付しております。

参考にご覧ください。

利用者の・・・を営む法人です。

申出地の近隣に営業所を構えており、資材置場が手狭であるため拡張したい意向です。

申出地は、北側に農地、東側に農地、南側に農地、西側に農地に面した農地となっ

ています。

市としては、効率性及び利便性の面から申出地以外に代替できる土地はなく、また、周辺農地の営農に支障を及ぼすとは認められないため、申出地を農用地区域から除外することが相当であり、やむを得ないと考えるものです。

⑤について説明させていただきます。

参考資料のP 2 7 から P 3 1 をご覧ください。

P 2 7 にありますように申出地は・・・内にあり、赤色で着色し示している箇所です。

・・・に位置しております。

また、同じく、P 2 7 には代替地を、P 2 8 には申出時に受領した代替地検討書を、P 2 9 には申出地を撮影した写真を、P 3 0 には農用地区域の広がりを、P 3 1 には関係各課の意見を示し、添付しております。

参考にご覧ください。

利用者の・・・を営む法人です。

申出地を資材置場として貸し付けたい意向です。

貸付先の・・・を営む法人です。

現在同社の資材置場は、本社周辺と・・・でも造成を進めております。

しかしながら、・・・の需要が急速に高まっていることから、計画的に拡張したい意向です。

申出地は、北側に水路、東側に農地、南側に県道、西側に里道に面した農地となっています。

市としては、効率性及び利便性の面から申出地以外に代替すべき土地がなく、また、周辺農地に支障を及ぼすとは認められないため、農用地区域から除外することが相当

であり、やむを得ないと考えるものです。

以上の5件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第6号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。

なお、第1号から第6号の要件については、1、申出地以外に代替すべき土地がないこと、2、地域計画の達成に支障がないこと、3、農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、4、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、5、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと、6、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであることとなっています。

以上です。

◆会長（谷河 績） N o. 1 及び N o. 4について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので N o. 1 について山本委員さん報告願います。

◆12番（山本 茂樹） 議案第1号 No. 1について説明します。

9月29日月曜日に私と丸山委員、井口委員及び職員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請内容は農用地区域除外ですが、その詳細は・・・が工場への大型トラックが進入する時に市道を通る近隣住民に支障をきたしていることから市道を通らずに県道から直接工場へ進入できるように整備したいことと、駐車場と資材置場が不足していることなど、色々考えた結果、隣接する耕作していない農地を購入して利用する方法しかないのでこの話を進めましたとのことです。

申請者は・・・です。

申請地は・・・の所にあり、・・・の土地です。

申請理由は・・・は当該地で耕作する意思がなく、後継者もありません。

現状は耕作放棄地となっており、このままでは地域住民に迷惑をおかけすることになるかもしれませんと心配しており、誰かに購入していただきたいと考えていたところ、この・・・が購入してくれるということで土地売買の話がまとまり申請に至ったとのことです。

この先この・・・が盛土のため必要となる許可申請の時に必要となると思われる雨水排水や調整池の設置及び里道の付け替えについての地元との協議については見通しがたっているとの事です。

本申請の農用地区域除外については特に問題は無いと思いますが皆様の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございました。

続いて、N o. 4について、丸山委員さん報告願います。

◆13番（丸山 勝） 議案第1号農用地区域除外について説明します。

本件は農用地区域除外許可申請後、農地法第5条による転用申請を予定しています。

9月29日(月)に、私と山本委員や、井口委員、事務局員、並びに農林水産課職員立会いのうえで調査と、申請代理人及び転用後土地を借用予定である・・・の関西地区責任者から事情聴取を行いました。

和歌山市内では、・・・と本件物件と隣接する場所に営業所がありますが、この・・・営業所が、手狭になってきたので近くで適当な場所を探していたところ、会社と

隣接するこの度の農地の所有者ご夫婦が高齢で、なおかつ、自宅が・・・と遠方のため借り手を探していたとのことで話が進み、お借りすることとなったとの事です。

この農地に隣接する・・・には梅の木が植えられていますが、近所で聞いたところ、5~6年は消毒も収穫にも来ていないとの事でした。

ところが、・・・には雑草ばかりで何も植えられていない状態です。

今回の農転の手続きにより、・・・については、農用地区域除外となっていましたが、今回申請の・・・については除外が出来ていなかったとの事です。

今回の申請地の東側の自己農地内に、幅、深さとも約40cmのコンクリート製水路が確保され隣接農地に与える影響も少ないと思われます。

以上、問題ないと思いますが各委員のご検討をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございました。

議案第1号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号に対する意見は「やむを得ない」とさせていただきます。

議案第2号 農用地区域編入に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課 山路班長 番外 説明いたします。

参考資料のP32をご覧ください。

P32にありますように申出地は・・・内にあり、赤色で着色し示している箇所で

す。

・・・に位置しております。

また、同じく、P32には農用地区域の広がりを、P33には申出地を撮影した写真を、P34には関係各課の意見を示し、添付しております。

参考にご覧ください。

利用者の・・・氏は、・・・で農業を営んでおり、主な生産品目は、温州みかん、たけのこです。

申出地はたけのこを生産する優良な農地であることから、中山間地域等直接支払事業の対象農用地に追加し農地として保全するため、農用地に編入したいとの意向です。申出地は、北側に道路、東側に山林、南側に山林、西側に山林に面した農地となっています。

市としては、今回の編入に合理的理由があると判断し、農用地区域に編入することが相当と考えます。

以上について、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号の要件を満たすと判断し、編入を行おうとするものです。

第5号の概要につきましては、農業振興地域における農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると市が認める土地となっております。説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願ひ致します

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号に対する意見は「異議な

し」とさせていただきます。

農林水産課の退席を認めます。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

以上です。

◆会長（谷河 繢） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

No. 5を先議とさせていただきます。

山本委員一時退席お願いします。

・・・・・山本委員退席・・・・

◆清瀧主任 番外 No. 5について説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請です。

こちらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 繢） 議案第4号No. 5について、説明が終わりましたが、この議

案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号No. 5は可決と決定しました。

・・・・・山本委員着席・・・・

続いて、No. 5以外について

◆清瀧主任 番外 No. 5以外について説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で5件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 1は新規耕作で耕運機、田植機、コンバインなどを使い水稻を栽培予定、No. 2は市街化区域です。

なお、No. 1については現地調査並びに事情聴取を行っていますので担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 繢） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので井口委員さん報告願います。

◆1番（井口 健） 議案第4号 No. 1について報告します。

本件は、新規就農で農地法第3条の許可申請です。

9月29日、私と山本委員、丸山委員それに事務局、農林水産課課員と共に現地調査をし、・・・から事情聴取を行いました。

申請地については、議案書及び説明資料のとおりであり、・・・の地点にある・・・の第1種農地です。

地目はすべて田、現況も2筆については現在使われており、他1筆については雑草が生い茂っているが、農地法第32条に規定する再生可能な遊休農地と思われます。

また、周辺農地についても水稻栽培が盛んな優良農地となっています。

申請者については、・・・であり、・・・事業を拡張しています。

今回の3条許可申請は法人ではなく個人として購入するものです。

農業経験はありません。

譲渡人については、営農の縮小を考えており、双方の利害が一致するところとなつたものです。

申請理由については、対象農地への通作距離は自宅あるいは会社から車で10-15分程度であり営農には好環境と判断したからです。

加えて物価の上昇です。

とりわけ米の高騰により・・・にも負担をかける、として水稻栽培を自分で行い、収穫した米は運営する・・・として消費する計画です。

農機具等の状況については、対象農地内には農業用倉庫1棟があり、倉庫内には乾燥機、田植機が保管されています。

今後トラクター、耕運機、コンバインは中古ですでに確保しているとのことです。

農業技術の習得については、農作業経験のある従業員や譲渡人から指導を受ける、とのことです。

現地調査結果については、本件について、譲受人には農業経験は全くなく、許可要件

を満たせるかが不安の残るところではあるが、耕作計画や農機具購入計画、言動から判断すると、「農地法上の許可要件を備えている。」と判断せざるを得ないと考えます。

更に今回は、遊休農地の解消にもつながります。

報告は以上です。

各委員の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） 議案第4号N o. 5以外について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号N o. 5以外についても可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

N o. 1 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請人は、申請地周辺に居住する個人で、子供も生まれ、現在の住居では手狭となってきたことから実家や耕作地に近い当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定で、転用実行者

は備考記載の両名です。

また、開発許可申請中です。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・の販売等を行う法人で、原料の輸入環境の影響により材料を保管しておくための建物の確保が必要となったことから、当該申請地を倉庫へ転用申請するものです。

なお、令和7年2月27日付で農用地区域を除外しており、開発許可申請中です。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に高速道路の出入口があるため第3種農地に該当します。

申請人は、申請地周辺で・・・を行う法人で、既存駐車場が手狭となってきたことから、当該申請地を自社と関連会社の従業員が使用する露天駐車場及び自社の看板用地として転用申請するものです。

なお、賃借権の設定です。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・事業を目的とする法人で、申請地が日当たり良く、・・・見込める土地であることから、当該申請地を太陽光発電施設へ転用申請するものです。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地の東側隣接地で・・・を営む個人で、・・・が不足していたことから、当該申請地を露天駐車場へ転用申請

するものです。

No. 6 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地の北側に居住する個人で、現在使用している住宅への進入路が狭く不自由していたことから、当該申請地を進入路へ転用申請するものです。

No. 7 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は、申請地周辺の賃貸住宅に居住する個人で、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、現在の住まいや教育施設からも近い当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 8 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地の北側で・・・を行う法人で、事業の拡大に伴い、・・・の置場が不足してきたことから、事業所から近い当該申請地を露天資材置場と露天駐車場へ転用申請するものです。

なお、北側隣接農地所有者につきまして、現状同意が得られておりませんが、現在、農地所有者と申請者とで、賃貸する方向で話し合いが進められているとのことです。

今回の事業計画における、隣接農地への被害防除措置としては、申請地と農地との間に側溝を設ける対策が提示されており、現地調査においても、申請地と農地との間に既設の擁壁があることを確認しております

す。

また、賃借権の設定で議案第1号 農用地区域除外に係る意見についてのNo.5と関連です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No.3、No.5、No.6及びNo.8につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

また、No.8については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No.8について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので丸山委員さん報告願います。

◆13番（丸山 勝） 議案第5号農地法第5条、賃借権の設定について説明します。

9月29日(月)に、私と山本委員、井口委員、事務局員、それに農用地除外が含まれていることから農林水産課職員立会いのうえで調査と、転用後土地を借用予定である・・・の関西地区責任者から事情聴取を行いました。

和歌山市内では・・・と、本件申請地に隣接する場所に・・・があります。

この・・・が、手狭になってきたので近くで適当な場所を探していたところ、営業所と隣接するこの度の農地をお借りすることとなつたとの事です。

この農地は、・・・で、この他に、今回の申請に隣接する・・・の農地が農地除外

されていないことが分かった為、別に農用地除外の申請をし、申請が下りれば改めて転用申請するとのことです。

また、隣接同意書が出されていない別の1筆についても、現在、持ち主と貸借契約書に向けて話が進んでいるとのことで後々、5条申請となる模様です。

これらの農地には梅の木が植えられていますが、近所で聞いたところ、5~6年は消毒も収穫にも来ていないとの事でした。

・・・は、これらの土地の周囲に高さ60cmの境界コンを建て、転圧して碎石仕上げを行い、雨水は自然浸透、多量の場合は敷地内東側にある幅約40cm深さ約40cmの水路に流すとのことです。

工事費用は・・・で、自己資金で賄うこと。

・・・は、同所を、・・・などの駐車場に利用するとのことで、油類などの汚水の排出はしないとのことです。

これらのことから隣接農地に与える影響も少ないと思われます。

また、土地改良区とも話し合っており問題ないと思います。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

新規設定における農地所在地図を議案と

共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、新規の契約が9件ありました。

賃借権が1件、使用賃借権が8件の設定です。

貸借期間は議案書のとおりです。

また、新規契約9件のうちNo. 1からNo. 6は、利用権設定の期間が満了し再設定契約をするにあたり、令和7年4月から農地中間管理事業に一本化されたことにより新たに農地中間管理事業による貸借を設定するものです。

面積は、田のみで13, 922m²です。

以上です。

◆会長（谷河 縢） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

ほかに何かありませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようでございますので第28回総会を閉会いたします。

13時50分 閉会